

合併協定書附属資料

合併協定項目 14	
「使用料・手数料の取扱い」個別調整方針	1
合併協定項目 16	
「補助金、交付金等の取扱い」個別調整方針	6
合併協定項目 20	
「地域審議会」の設置に関する協議	13

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町

合併協定項目 1 4 「使用料・手数料の取扱い」個別調整方針

調 整 の 方 針	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. () の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市に移行後、速やかに調整する。	5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 7. その他
-----------	---	---

1. 使用料

表中(徳)は徳山市、(新)は新南陽市、(熊)は熊毛町、(鹿)は鹿野町を表します。

分 類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針
コミュニティ関係	徳山市大津島ふれあいセンター 徳山市向道湖ふれあいの家 徳山市榎浜コミュニティ・センター	富田東地区コミュニティセンター 地域交流センター 福川南地区コミュニティセンター 福川地区コミュニティセンター			5
福祉関係	徳山市尚白園 徳山市東福祉館	新南陽市川崎会館	熊毛町高水会館		5
	徳山市社会福祉センター	新南陽市総合福祉センター			1
	徳山市老人休養ホーム太華荘 寡婦寮「徳山市万葉荘」	新南陽市老人休養ホーム嶽山荘			1
	西部老人憩の家 久米老人憩の家	和田老人憩の家 和田老人作業所		石船温泉憩の家 鹿野町高齢者生産活動センター	1
	徳山市保健センター 徳山市休日夜間急病診療所	新南陽市保健センター	熊毛町母子健康センター	鹿野町母子健康センター	1
保健衛生		新南陽市民病院			1
	《周南地区衛生施設組合》	新南陽市斎場	《周南地区衛生施設組合》	鹿野斎場	4
勤労福祉	徳山市勤労福祉センター 徳山市勤労青少年ホーム	新南陽市勤労青少年ホーム	雇用促進事業団委託熊毛勤労者総合福祉センター		5
農林水産	須々万市地区農業集落排水施設 須々万山手地区農業集落排水施設	高瀬地区農業集落排水施設			5
	徳山市農村環境改善センター 須金農村環境改善センター		熊毛町東善寺やすらぎの里	鹿野町わかもの定住センター 山村広場、ふれあいひろば 大潮田舎の店	1
	徳山市有林野	新南陽市有林野	熊毛町有林野	鹿野町有林野	1
	裕・大島地区漁業集落排水施設				1

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針
農林水産	徳山市漁港管理施設	新南陽市漁港管理施設			5
	徳山市地方卸売市場 徳山市地方卸売市場水産物市場				1
	徳山市立動物園				1
商工観光	徳山市営国民宿舎 湯野荘				1
	徳山市有第1、3泉源、第2泉源、第5泉源		熊毛町営温泉第一泉源、第二泉源、楠泉源		5
		新南陽市高瀬キャンプ場		鹿野町長野山緑地等利用施設 鹿野町オートキャンプ場	5
			熊毛町営温泉プール		5
建設関係	徳山市道路占用	新南陽市道路占用	熊毛町道路占用	鹿野町道路占用	2 (徳・新)
	徳山市営駅前駐車場 徳山市営代々木公園地下駐車場	新南陽駅前広場駐車場	高水駅前駐車場 勝間駅前駐車場 大河内駅前駐車場 熊毛インター駐車場	上市駐車場 本町上駐車場 本町下駐車場 上野駐車場 下市駐車場	1
	徳山市営住宅	新南陽市営住宅	熊毛町営住宅	鹿野町営住宅	5
	徳山市特定公共賃貸住宅	新南陽市特定公共賃貸住宅		鹿野町特定公共賃貸住宅	1
	徳山市準用河川占用・採取	新南陽市普通河川占用・採取			2 (徳)
	徳山市下水道	新南陽市下水道	熊毛町下水道	鹿野町下水道	5
			熊毛町小規模下水道		5
都市公園		施設使用（軽食施設・永源山公園）			1
	行為の許可	行為の許可	行為の許可		2 (徳)
	公園占用	公園占用	公園占用		2 (徳)
教育関係	徳山市立幼稚園入園・保育	新南陽市立幼稚園入園・授業	熊毛町立幼稚園授業	鹿野町立幼稚園保育	2 (徳)
	徳山市教員住宅	新南陽市学校職員宿舎		鹿野町教職員住宅	1
	徳山市学校施設	新南陽市学校施設	熊毛町立学校施設	鹿野町立学校施設設備	3
社会教育	徳山市公民館（31公民館）	新南陽市中央公民館 新南陽市和田公民館 新南陽市福川公民館	熊毛町中央公民館 熊毛町高水公民館 熊毛町大河内公民館	鹿野町公民館	4
			熊毛町三丘徳修館		4
			熊毛町高水ふれあいセンター		4

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針
社会教育			熊毛町勝間ふれあいセンター		4
			熊毛町鶴いこいの里		1
	徳山市大田原自然の家			鹿野町青年の家	1
	徳山市文化会館	新南陽市社会文化ホール 新南陽市ふれあいセンター			5
	徳山市市民館				1
	徳山市美術博物館	新南陽市郷土美術資料館			1
	徳山市回天記念館				1
体育施設	徳山市総合スポーツセンター				1
	徳山市陸上競技場 徳山市野球場 徳山市水泳場 徳山市庭球場 徳山市ソフトボール球場 徳山市サッカー場 徳山市アーチェリー場 徳山市補助競技場 徳山市運動広場	新南陽市体育館 新南陽市武道館 新南陽市市民球場 新南陽市市民プール	熊毛勤労者体育センター 熊毛町武道館 熊毛町民水泳プール	鹿野町総合体育館 鹿野町プール 鹿野町庭球場	4
	徳山市二葉屋開作公園庭球場 徳山市華西公園夜間照明施設	新南陽市永源山公園プール 新南陽勤労者体育センター 高瀬サン・スポーツランド	運動場 テニスコート バレーコート 夜間照明施設 水泳プール		5
	徳山市地区運動場				1

2. 手数料

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針
住民窓口	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	戸籍・除籍に関する証明交付及び閲覧	1
	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	住民・外国人登録に関する証明交付及び閲覧	2 (徳・新・熊)
	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	印鑑に関する証明交付	2 (徳・新・熊)
	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	臨時運行許可申請	1
	その他証明	その他証明	その他証明	その他証明	2 (徳・新・熊)
税 務	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	課税及び納税に関する証明	2 (徳・新・熊)
	資産に関する証明	資産に関する証明	資産に関する証明	資産に関する証明	2 (熊)
	その他証明	その他証明	その他証明	その他証明	2 (徳・新・熊)
	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	公簿、図面の閲覧	2 (徳・新・熊)
	複写(分限図)	複写(分限図)	複写(分限図)	複写(分限図)	2 (徳)
	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	住宅用家屋証明 税督促	1
保健衛生	徳山市休日夜間急病診療所診断書交付 徳山市休日夜間急病診療所証明書交付				1
		新南陽市民病院			1
	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	狂犬病予防注射済票交付 狂犬病予防注射済票再交付	1
環境衛生	し尿処理	し尿収集	し尿汲取	し尿収集運搬	5
	廃棄物処理	家庭系廃棄物処理	可燃物収集	廃棄物処理	2 (徳・新)
	粗大ごみ処理	粗大ごみ処理	粗大ごみ収集	粗大ごみ収集	5
	一般廃棄物処理業等の許可申請	一般廃棄物処理業等の許可申請			2 (徳)
農 林	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付	1
	家畜診療費				1
			農地現況確認証明		2 (熊)

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整の方針
都市計画	開発行為許可申請				2 (徳)
	確認申請 完了検査申請 中間検査申請				2 (徳)
都市計画	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請	優良宅地造成認定申請 優良住宅新築認定申請 良質住宅新築認定申請		2 (徳)
消 防	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	《消防法に基づく納付手数料》 《石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査》 光地区消防組合手数料	消防法に基づく納付手数料 石油コンビナート等災害防止法等に基づく検査	1
	罹災その他災害に関する証明	罹災証明、その他証明	被災証明、その他各種証明	罹災その他災害に関する証明	2 (徳・新)
	水張・水圧検査	水張・水圧検査	水張・水圧検査	水張・水圧検査	1

合併協定項目 16 「補助金、交付金等の取扱い」個別調整方針案

調整方針の分類	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 2. () の例により調整する。 3. 新たに制度等を創設する。 4. 新市に移行後、速やかに調整する。	5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 6. 廃止の方向で検討する。 7. その他
---------	---	---

表中(徳)は徳山市、(新)は新南陽市、(熊)は熊毛町、(鹿)は鹿野町を表します。

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
コミュニティ関係	文書配布等報償金	自治会事務費等交付金	部落長報酬	自治会長、班長報償金	4
	自治会連合会補助金	自治会連合会補助金			4
	地区連合自治会補助金	地区連合自治会補助金			
	コミュニティ推進連絡協議会補助金	地区コミュニティセンター推進連絡協議会補助金	ふるさとづくり推進会議補助金	ふるさとづくり推進協議会補助金	
	コミュニティ集会所等設置補助金	自治会集会所等設置補助金	集会所整備補助金	自治会集会所等設置補助金	3
国際交流関係	世界青年徳山友の会活動費補助金 海外青年受入実行委員会活動費補助金	国際交流協会補助金			4
通信関係				衛星放送受信設備設置補助金	1
住民生活関係	徳山市交通安全対策推進協議会 (交通教育センター管理運営業務委託料)		熊毛町交通安全会議補助金	鹿野町安全会議補助金	4
	徳山市防犯灯設置費補助金	新南陽市自治会振興事業助成 (防犯外灯の新設・改良・補修した場合)	熊毛町防犯灯設置費補助金	鹿野町コミュニティ施設整備事業補助金 (防犯灯・街路灯)	4
同和関係	徳山市環境改善対策協議会活動費補助金	同和对策事業推進補助金			5
	徳山市隣保館活動促進事業費補助金				1
税務関係	納期前納付報奨金		納期前納付報奨金	納期前納付報奨金	6
		納税貯蓄組合事務費補助金		納税組合事務費補助金	6
都市計画関係		生垣設置奨励補助金			5
	緑化・花いっぱい推進事業	緑化・花いっぱい推進事業	花いっぱい運動推進支援事業	地域花壇づくり助成	4
	優良建築物等整備事業補助金				1
下水道関係	(水洗便所改造資金貸付制度)	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給		2 (新)
				下水道預貯金奨励金	4
環境関係	環境衛生連合会活動費補助金		環境衛生推進協議会補助金	環境衛生推進協議会補助金	5
	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	5
	ごみ収集場所整備費補助金	収集ボックス設置事業補助金	生ごみ堆肥化容器等普及奨励補助金	塵芥処理施設設置事業補助金 (集積施設)	2 (徳)
	家庭ごみコンポスト化事業費補助金	生ごみ処理容器設置補助金	生ごみ堆肥化容器等普及奨励補助金	塵芥処理施設設置事業補助金 (生ごみ処理容器)	2 (徳)

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
環境関係	資源ごみ回収団体報奨金	(資源回収制度事業)	資源回収奨励補助金		5
教育関係	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金		1
			私立幼稚園運営費補助金		1
	私立幼稚園園児保護者補助金	幼稚園園児授業料補助金			3
	私立幼稚園施設整備費補助金				2 (徳)
	私立幼稚園障害児教育補助金	私立幼稚園特別振興補助金	私立幼稚園障害児教育費補助金		2 (徳)
	桜ヶ丘学園運営費補助	桜ヶ丘学園助成金	私立学校施設整備補助金	桜ヶ丘学園設備整備補助金	2 (徳)
	徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金	徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金	徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金		3
	特殊学級就学奨励費補助金	特殊教育就学奨励費	特殊教育就学奨励費	特殊教育就学奨励費	2 (徳)
	研究指定校等補助金	特色ある学校づくり推進交付金			2 (徳)
	遠距離児童・生徒通学費補助金	和田地区通学費補助金	中学校生徒の通学援助費補助金	児童、生徒遠距離通学費補助金 中学校統合に伴う通学生徒の優遇措置費	1
	通学バス運行費補助金	和田地区通学バス運行補助金			1
	【小中学校体育文化関係補助】 小学校体育連盟活動費補助金 中学校体育連盟活動費補助金 中学校文化クラブ連盟活動費補助金	【小中学校体育文化関係補助】 市小学校体育連盟補助金 市中学校体育連盟補助金	【小中学校体育文化関係補助】 定期演奏会開催補助金 クラブ活動助成補助金 近郊バレーボール大会開催補助金	【小中学校体育文化関係補助】 クラブ活動生徒派遣費助成金 体育部等部活動指導奨励交付金	4
	(団体等補助) 連合婦人会 女性団体連絡協議会 ユネスコ協会 徳山をよくする会 連合青年団 子ども会育成連絡協議会 P T A 連合会 B B S 会 B S ・ G S ・ 海洋少年団 郷土芸能及び文化財保存団体 文化協会 孝女阿米顕彰会	(団体等補助) 連合婦人会 連合青年団 子ども会育成連絡協議会 P T A 連合会 レクリエーションサークルめだか ジュニアリーダーズクラブ 文化協会	(団体等補助) 女性会 子ども会育成連絡協議会 P T A 連合会 郷土芸能及び文化財保存団体 文化協会	(団体等補助) 婦人会 女性団体連絡協議会 青年団 子ども会育成連絡協議会 単位子ども会 P T A 連合会 文化協会	4
					1

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
教育関係	同和対策進学奨励費交付金	同和対策進学奨励費給付金	同和対策進学奨励費給付金		2 (徳)
	企業職場同和教育連絡協議会運営費補助				1
	体育協会運営費補助金 体育振興会活動費補助金 スポーツ団体補助 徳山市体育協会運営費補助金で対応	体育協会委託料 地区体育振興補助金 スポーツ少年団	体育協会補助金 スポーツ振興会補助金 武道振興会	体育協会補助金 スポーツ少年団	4
福祉関係	特別養護老人ホーム友愛園建設費補助金 特別養護老人ホーム天王園建設費補助金 特別養護老人ホームやまなみ荘建設費補助金 やすらぎ苑ショートステイ専用居室建設費補助金 やすらぎ苑デイサービスセンター建設費補助金 やすらぎ苑在宅介護支援センター建設費補助金 鼓ヶ浦老人デイサービスセンター建設費補助金 鼓ヶ浦在宅介護支援センター建設費補助金	特別養護老人ホーム天王園建設費補助金 特別養護老人ホーム福寿荘建設費補助金 軽費老人ホームケアハウス新南陽建設費補助金 福寿荘増築費補助金		特別養護老人ホーム友愛園建設費補助金 やまなみ荘建設費補助金	1
	知的障害者施設鹿野学園建設費補助金 周陽作業所建設費補助金 鼓ヶ浦身体障害者療護施設・デイサービスセンター建設費補助金 鼓ヶ浦整肢学園整備費補助金	知的障害者施設鹿野学園建設費補助金 つくし園増改築費補助金(債務) 鼓ヶ浦整肢学園増改築補助金	重度心身障害者施設整備補助金	知的障害者施設鹿野学園建設費補助金 鼓ヶ浦整肢学園補助金	1
	人権擁護委員協議会補助金 徳山地区保護司会活動費補助金 徳山地区更生保護婦人会活動費補助金 徳山市連合遺族会活動費補助金 徳山市傷痍軍人会活動費補助金 徳山被爆者の会補助金 母親クラブ育成費補助金 徳山市母子寡婦福祉連合会活動費補助金	人権擁護委員補助金 新南陽鹿野地区保護司会補助金 遺族会事業補助金 傷痍軍人会補助金 市原爆被爆者の会補助金 新南陽市母子寡婦福祉連合会補助金	人権擁護委員会徳山支部補助金 周防中保護司会補助金 更生保護婦人会補助金 遺族会補助金 <社会福祉協議会が実施> 町ゲートボール協会補助金 母親クラブ補助金 <社会福祉協議会が実施>	徳山人権擁護委員協議会補助金 新南陽鹿野地区保護司会補助金 鹿野町更生保護婦人会補助金 鹿野町遺族会補助金 <遺族会補助金に含む> 鹿野町ゲートボール協会補助金 鹿野町母子寡婦福祉会補助金	5

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
福祉関係	徳山市身体障害者団体連合会補助金	身体障害者福祉更生会補助金 盲人福祉協会補助金 腎友会補助金	<社会福祉協議会が実施>	鹿野町身体障害者団体連合会補助金	3
	徳山市手をつなぐ親の会活動費補助金	心身障害児親の会補助金	<社会福祉協議会が実施>		
	徳山ことばの教室親の会活動費補助金				
	徳山市肢体不自由児父母の会活動費補助金				
	徳山市手話奉仕会活動費補助金	<社会福祉協議会が実施>	<社会福祉協議会が実施>	<社会福祉協議会が実施>	
	点訳やまびこの会活動費補助金				
	老人クラブ活動費補助金	老人クラブ補助金	老人クラブ助成補助金	老人クラブ補助金	5
	老人クラブ連合会運営費補助金	老人クラブ連合会運営費助成金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会運営費助成金	
	民生委員協議会活動費助成金	民生委員協議会活動費補助金	民生委員児童委員協議会補助金	民生児童委員協議会補助金	5
	社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会運営費補助金 心配ごと相談所設置交付金 在宅福祉サービス促進事業補助金	社会福祉協議会補助金 ボランティアセンター活動事業補助金	社会福祉協議会補助金 ボランティア育成事業補助金	4
	友愛訪問事業委託料	友愛訪問活動補助金	在宅福祉推進事業補助金	友愛訪問事業委託料	5
	ねたきり老人訪問理髪サービス事業費補助金	ねたきり老人訪問理髪サービス事業委託料	ねたきり老人訪問理髪サービス補助金	ねたきり老人訪問理髪サービス補助金	2 (徳)
		はり・きゅう施術費助成金	はり・きゅう・あんま費補助金	はり・きゅう施術費補助金	2 (新)
		療育キャンプ推進事業補助金 心身障害児療育訓練通院費補助金	療育キャンプ推進事業補助金		2 (新)
身体障害者用自動車改造費補助金	身体障害者用自動車改造費補助金	身体障害者用自動車改造費補助金	身体障害者用自動車改造費補助金	2 (徳)	
心身障害者扶養共済制度掛金助成金	心身障害者扶養共済制度加入補助金	心身障害者扶養共済制度補助金	心身障害者扶養共済制度掛金助成金	2 (新)	
すくすく子育て支援事業補助金	すくすく子育て支援事業補助金	すくすく子育て支援事業費補助金	すくすく子育て支援事業補助金	1	
日本体育・学校健康センター共済掛金補助金	私立保育園運営費補助金	ぎょう虫検査補助金 囑託医手当補助金 日本体育・学校保健センター掛金補助金		4	
保健医療関係	病院群輪番制病院運営事業費補助金	救急医療事業負担金	病院群輪番制病院運営事業費補助金	病院群輪番制病院運営事業費補助金	1
	徳山医師会活動費補助金	徳山医師会補助金	保険医連絡協議会補助金	徳山医師会補助金	1
	精神保健共同作業所運営費補助金 離島等診療所運営費補助金	精神保健共同作業所運営事業補助金	精神保健共同作業所運営事業補助金	精神保健共同作業所運営事業補助金	

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
保健医療関係	妊婦健診補助金 乳幼児健診補助金	妊婦健診補助金 乳幼児健診補助金	乳幼児健康診査補助金	乳幼児健康診査補助金	2 (徳新)
商工関係	徳山商工会議所補助金 都濃商工会補助金	新南陽商工会議所補助金	熊毛町商工会補助金	鹿野町商工会補助金	5
	商店街活性化対策事業補助金	商店街活性化支援事業補助金			5
	事業所等設置奨励金	事業所等設置奨励金	事業所等設置奨励金	資産奨励金等	5
	中小企業高度化事業資金等利子補給金	中小企業高度化促進事業費補助金	中小企業設備資金利子補給金	小企業対策資金利子補給金 小企業連鎖倒産防止対策資金利子補給金	2 (徳)
	同和地区中小企業利子補給補助金	同和地区中小企業利子補給補助金	同和地区中小企業利子補給補助金		1
	高付加価値化促進等技術開発事業費補助金	高付加価値化促進等技術開発補助金 中小企業組織化促進事業活動振興補助金			4
			中小企業大学校派遣経費助成金		2 (熊)
商工融資関係	小口事業資金	小企業者特別資金		小企業特別資金	2 (徳新)
	小口緊急資金				4
	無担保・無保証人資金	無担保・無保証人資金			2 (徳新)
	独立開業資金	起業化支援資金			2 (徳新)
	一般資金 組合資金	中小企業者運転資金 中小企業者設備資金			2 (徳新)
	商業施設整備資金 中小企業近代化資金	商店街近代化資金			5
	季節資金	中小企業者季節資金			2 (徳新)
消費者関係	徳山市消費者協会活動費補助金	新南陽市消費生活研究会補助金	熊毛町消費生活を考える会		5
観光関係	徳山市観光協会運営費補助金 徳山市のんた祭開催費補助金 春まつり開催費補助金 冬のツリーまつり開催費補助金 湯野温泉事業協同組合活動費補助金 観光宣伝隊派遣費補助金 ミュージカルナイター開催費補助金 ふるさと徳山大花火大会開催費補助金	新南陽市観光協会補助金 富田川を美しくする会補助金 高瀬の旬をクィーン祭補助金 サンフェスタしんなんよう補助金 生活物産展補助金	熊毛町観光協会補助金 地域活性化事業補助金	鹿野町観光協会補助金 仮装盆踊り大会助成金 冬の花火inかの助成金 鹿夢鹿夢フェスタ助成金	5

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
観光関係	花とワインフェスティバル開催費補助金 大徳山夏まつり補助金				前の続き
労働関係	中小企業勤労者小口資金	中小企業勤労者小口資金	中小企業勤労者小口資金	中小企業勤労者小口資金	2 (徳新)
	中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業退職金共済掛金補助金		2 (新)
	雇用奨励金	新規雇用従業員奨励金		雇用奨励金 就業奨励金	5
	徳山市高齢者労働能力活用事業費補助金 労働団体文化体育関係活動費補助金 市民労働福祉大学開催費補助金 中小企業労働福祉活動費補助金	勤労福祉共済会交付金 シルバー人材センター運営費補助金 周南地域労働団体補助金 労働者福祉協議会補助金 勤労福祉センター運営費補助金 外国人研修生共同受入事業補助金	勤労福祉共済会補助金 光広域シルバー人材センター運営費等負担金	勤労福祉共済会事業補助金	5
農業・畜産業関係	農業近代化資金	農業近代化資金	農業近代化資金	農業近代化資金	3
	非補助土地改良事業利子補給金	非補助土地改良事業利子補給金	非補助土地改良事業利子補給金	非補助土地改良事業利子補給金	4
	土地改良事業補助金 小規模土地改良事業補助金 単市農道維持修繕費補助金	土地改良事業助成金 市街化区域農業用水路浚渫交付金 小規模土地改良事業補助金	土地改良事業補助金 農業用道路の新設および改良事業補助金	土地改良事業補助金 単独町費小規模暗渠排水事業補助金	5
	中山間地域農地保全交付金 農業団体等育成対策事業補助金 農作物被害防止対策事業補助金	中山間地域等直接支払交付金 生活改善実行グループ連絡協議会活動補助金 農作物鳥獣被害防止強化対策事業補助金	生活改善実行グループ連絡協議会補助金 キウイフルーツ栽培研究会補助金 くり研究会補助金 農作物鳥獣被害防止対策事業補助金 野猪防除網設置事業補助金 ジャンボタニシ防除推進事業補助金 集落農業確立委員報償費 とも補償支援対策事業補助金 畜産奨励推進事業補助金 肉牛共進会出品補助金 人工授精利用協議会補助金	中山間地域等直接支払交付金 生産者団体等育成事業（農業振興事業補助金） 農作物鳥獣被害防止対策事業（農業振興事業補助金）	5
	生産調整推進事務報償費 生産調整確認事務報償費 都濃肥牛生産奨励事業補助金 家畜改良増殖事業補助金	農事実行組合事務費交付金 畜産事業振興補助金	とも補償支援対策事業補助金 畜産奨励推進事業補助金	畜産振興総合対策事業関係補助金 家畜人工授精料補助金	
	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	農業経営基盤強化資金利子補給金		農業経営基盤強化資金利子補給金	

分類	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	調整案
農業・畜産業 関係	新規就農者農地確保支援利子補給事業補助金 新規就農資金利子補給費補助金 農業後継者育成対策事業補助金 農業体験交流事業補助金	イチゴ産地育成高度化事業補助金	地域特産物定着化推進事業補助金 指定野菜供給産地育成価格差補給事業補助金	共同利用施設整備事業（農業振興事業補助金） 集団営農用機械整備事業（農業振興事業補助金） 中核的担い手農家育成事業補助金	前の続き
	有害鳥獣駆除対策事業 有害鳥獣駆除奨励事業補助金	有害鳥獣駆除対策事業 野猪駆除事業	有害鳥獣駆除奨励事業 有害鳥獣駆除隊補助金	有害鳥獣駆除事業補助金	5
林業関係	流域森林総合整備事業補助金 民有林推進指導費補助金 流域森林整備事業費補助金 作業道整備事業補助金	造林事業補助金 民有林推進指導費補助金 流域森林整備事業費補助金	流域森林総合整備事業補助金	流域森林総合整備事業補助金 森林施業団地共同化事業補助金 作業道開設事業及び補修事業補助金 間伐材搬出作業道開設事業補助金 林業振興事業補助金 各種団体育成事業補助金	5
水産業関係	漁業近代化資金	漁業近代化資金			4
	沿岸漁業構造改善事業補助金	地域沿岸漁業構造改善事業補助金			4
	さかなまつり開催費補助金				1

合併協定項目 20 「地域審議会」の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町の各区域ごとに、当該区域を対象とする地域審議会を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月21日から平成25年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、新市の各区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、新市の長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1)新市建設計画の変更に関する事項
- (2)新市建設計画の進捗状況に関する事項
- (3)新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4)その他新市の長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げる者のうちから、新市の長が任命する。

- (1)公共的団体等を代表する者
- (2)学識経験者
- (3)公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、新市の長が招集する。

- 2 新市の長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、毎年度、開催するものとする。
- 4 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は、公開とする。
- 8 会議の議事は、委員の大方の賛同をもって決定する。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、新市の本庁及び各総合支所において処理する。

(雑則)

第9条 地域審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮って定める。